

岩監公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定による監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和4年8月30日

岩沼市監査委員 鎌田 壽信

岩沼市監査委員 長田 忠広

記

1. 定期監査

ア 令和3年度市有財産の管理状況等

イ 令和3年度一般会計並びに特別会計に係る建設請負工事等の執行状況

ウ 令和3年度税務課所管事務の執行状況

定期監査結果報告

1. 監査の対象

令和3年度市有財産の管理状況等について

2. 監査の実施年月日

令和4年5月25日（水）

3. 監査等の主な実施内容

- (1) 公有財産の取得及び処分状況
- (2) 公有財産の貸付及び公有財産以外の借用状況
- (3) 登記事務の処理状況
- (4) 公有財産の損害保険加入状況
- (5) 主要物品の購入及び廃棄状況
- (6) 財務に関する事務の執行状況

地方自治法第238条の規定に基づく、公有財産全般についての管理状況等が適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、上記に係る資料の提出を事前に求め、関係書類・帳簿等の調査及び照合を行うとともに、担当部長、課長の説明を聴取するなどの方法により実施した。

4. 監査の結果

財産の管理においては、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に指摘すべき事項が見受けられたので以下に記述する。

なお、このほか軽微な事項については、別途指導した。

指摘事項 適正な契約事務処理について（市民経済部商工観光課）

令和2年度及び令和3年度における普通財産の貸付2件について、更新契約事務を失念し、無承認貸付を行っていた事実が判明した。再発防止を徹底し、適正な事務処理を行うこと。

定期監査結果報告

1. 監査の対象

令和3年度一般会計並びに特別会計に係る建設請負工事等の執行状況について

2. 監査の実施年月日

令和4年6月21日（火）

3. 監査等の実施内容

工事等の契約業務及び施工が適正に行われているかどうかを主眼として、令和3年度に請負契約された各種工事（請負契約件数24件・総額675,385,700円）等について事前に監査資料の提出を求め、その資料に基づき調査し、岩沼市役所本庁舎非常用発電機設置工事外9件の工事については、関係書類帳簿等の調査及び照合を行うとともに、担当部（課）長及び担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

また、岩沼市役所本庁舎非常用発電機設置工事、志賀沢川浚渫工事、都市計画道路朝日竹の里線道路改良工事、岩沼市総合体育館災害復旧工事、栄町住宅屋上外壁等改修工事の各種工事については、資料を基に現地を実査した。

4. 監査の結果

工事等の発注に伴う事務処理及び工事施工については、適正に執行されているものと認められた。令和3年度における制限付一般競争入札は10件となっている。

入札については、適正な価格の設定により、引き続き厳正に実施されたい。関係書類については、引き続き適正な整備管理に努められたい。

定期監査結果報告

1. 監査の対象

令和3年度税務課所管事務の執行状況について

2. 監査の実施年月日

令和4年7月25日（月）

3. 監査等の主な実施内容

令和3年度の市税の調定に関する一連の手続き、収納状況及び税務事務執行状況の諸資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合し、担当部（課）長及び担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

4. 監査の結果

市税の賦課収納等に係る事務については、適正に執行されているものと認められた。

課税客体、課税標準の的確な把握による適正かつ効率的な賦課徴収に努め、前年度より収納率は微増であるが、収入未済額は改善しており、評価できる。

税負担の公平性の確保、納税意識の高揚を図る観点から、引き続き収納率向上に努められたい。